

令和 4 年 3 月 25 日
科 発 0325 第 1 号

関 係 各 大 学 の 長
関 係 各 施 設 等 機 関 等 の 長
関 係 各 国 立 研 究 開 発 法 人 の 長
各 都 道 府 県 知 事 殿
各 特 別 区 の 長
各 保 健 所 設 置 市 の 長
関 係 各 団 体 の 長

厚生労働省大臣官房厚生科学課長
(公 印 省 略)

「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」の一部改正について (通知)

遺伝子治療等臨床研究については、遺伝子治療等臨床研究に関する指針 (平成 31 年厚生労働省告示第 48 号。以下「指針」という。) により、その適正な実施を図ってきたところです。

今般、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 44 号) 及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和 3 年法律第 37 号) の一部が令和 4 年 4 月 1 日に施行することに伴い、これらの法律の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号。以下「改正後個人情報法」という。) の規定を踏まえ指針の見直しを行い、本日付けで、遺伝子治療等臨床研究に関する指針の一部を改正する件 (令和 4 年厚生労働省告示第 89 号。以下「改正告示」という。) を告示しましたので、下記のとおり通知します。

改正の趣旨は下記 1、主な改正点は下記 2 のとおりです。

なお、改正後個人情報法では、学術研究に係る一律の適用除外規定が見直され、学術研究も法の適用範囲となったうえで個別の義務規定ごとに例外規定が精緻化されておりますので、改正後の指針とともに改正後個人情報法の遵守について研究者及び研究機関等に周知徹底をお願いします。

記

1. 改正の趣旨について

令和4年4月1日に施行する改正後個人情報法では、学術研究に係る一律の適用除外規定が見直され、学術研究も法の適用範囲となったうえで個別の義務規定ごとに例外規定が精緻化されている。従来、個人情報の取扱いについては、指針においても所要の規定が設けられていることから、同法との整合性をとる必要が生じた。令和3年5月より「遺伝子治療等臨床研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」において、指針の見直し等について検討を行ってきた。今般、その検討結果及びパブリック・コメントにおける意見等を踏まえ、令和4年3月25日に改正告示を告示するとともに、同年4月1日から適用することとした。

2. 主な改正点について

(1) 用語の定義の見直し

生存する個人に関する情報についての用語は、改正後個人情報法における用語の定義・用い方に合わせ見直した。

例えば、「個人情報」を生存する個人に関する情報と定義し、死者の情報については生存する個人の情報と同様に取り扱う旨の規定をおいた。また、改正後個人情報法に規定がなく、他の用語との関係性が不明瞭である「匿名化」、「対応表」の用語は削除し、それぞれ適切な用語を用い表現を修正した。

(2) 外国にある者に試料・情報を提供する場合のインフォームド・コンセントを受ける手続き等の見直し

個人情報保護に関し我が国と同等の水準国にある者及び個人情報保護委員会が定める基準に適合する体制を整備している者を除く外国にある者に、試料・情報を提供する場合には、引き続き原則として、被験者等の同意を要するが、改正後個人情報法の例外規定に該当する場合で、被験者等の同意の取得が困難な場合にあつては、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、引き続きオプトアウトを許容することとした。

なお、改正後個人情報法の規定に則り、我が国と同等の水準国にない者に試料・情報を提供する場合の同意取得に当たって必要な説明項目を新たに規定し、さらに、我が国と同等の水準国にない個人情報保護委員会が定める基準に適合する体制を整備している者に対し、被験者等の同意を受けずに試料・情報を提供する場合に必要な措置等について、新たに規定した。

(3) 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する規定の見直し

第2章第6節は、個人情報等及び試料並びに死者の試料・情報の保護に関して規定する節とした。

個人情報等の取扱いにおいて、改正後個人情報法等の規律や条例等の適用を受ける事項については、指針のほか、それら規律を遵守すべき旨の規定をおいた。なお、従来規定をおいていた「安全管理」、「保有する個人情報の開示等」、「匿名加工情報の取扱い」については、改正後個人情報法の規定との重複を避けるため指針から削除した。

試料の取扱いについては、個人情報等と同様に、個人情報保護法や条例等の規定に準じて取扱い、必要かつ適切な措置を講ずるよう求めることとした。

死者の試料・情報の取扱いについては、現行のとおり指針の適用範囲と定め、生存する個人に関する情報と同様に、改正後個情法や条例等の規定に準じ適切に取り扱うこととした。

3. Q&Aについて

本改正に関するQ&Aを別添のとおり示す。適宜参照願いたい。

4. 指針運用窓口について

指針の運用に関する疑義照会等については、下記に掲げる指針運用窓口において受け付けることとする。

【指針運用窓口】

○厚生労働省大臣官房厚生科学課

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話：03-5253-1111（代表）

03-3595-2171（直通）

ホームページ：研究に関する指針について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

(別添)

「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」の一部改正
(令和4年3月25日厚生労働省告示第89号)に関するQ&A

Q1 個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報、削除情報等、加工方法等情報についての定義について詳細を知りたい。

A 今回の改正において、個人情報に関する用語については個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)の定義に合わせる改正を行っております。詳細の解説については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)等をご参照ください。 <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

Q2 本指針の用語の定義として、個人情報等の中に、個人関連情報が含まれないのはなぜか。

A 本指針の対象としている遺伝子治療等臨床研究において、個人関連情報が使用されることは基本的に想定されないため、今回、本指針には定義をおいておりません。

Q3 第1章第3の2や第2章第6節第3において、死者の試料・情報の取扱いについて別項で記載されているのはなぜか。

A 今回の改正において、「個人情報」の定義を、個人情報保護法の定義に合わせ「生存する個人に関する情報」と規定しておりますが、従前のおり、研究に用いられる情報は死者に関する情報であっても生存する者と同様の取扱いにする必要があるため、別項で規定しております。

Q4 研究における情報の漏えいに関する厚生労働大臣報告と、個人情報保護法における個人データの漏えい等に関する個人情報保護委員会への報告はどのように整理されているか。

A 個人情報保護法においては、一定の条件を満たす個人データの漏えい等が生じた場合、個人情報保護委員会への報告が義務づけられています(同法第26条)。個人データの漏えい等があった場合にとるべき措置については、同法の規定やガイドラインの記載等を参照して下さい。

指針においては、個人情報保護法の定める報告対象事態に該当しない事案を含め、個人情報の漏えい等を「遺伝子治療等臨床研究の実施の適正性を損なう事実」としてしています。研究責任者等は、個人情報の漏えい等が生じた場合には、速やかに倫理審査委員会の意見を聞き、必要な対応を行うとともに、不適合の程度が重大である可能性が高い場合には、指針上の大臣報告を行う必要があります。

死者に関する情報は、個人情報保護法上の「個人情報」に該当しないため(※)、死者に関する情報の漏えい等が生じた場合であっても、個人情報保護委員会への報告は不要ですが、遺伝性疾患等の病名やゲノム情報等の漏えい等が生じた場合等、親族への影響が否定されない場合には、指針上の大臣報告を行う必要があります。

(※) ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、その遺族等に関する「個人情報」に該当します。

なお、臨床研究法の適用を受ける研究については、臨床研究法上の個人情報漏えいの際の規定に従い対応していただくとともに、指針上の「遺伝子治療等臨床研究の実施の適正性を損なう事実」として扱い、不適合の程度が重大である可能性が高い場合には、指針第3章第2(2)の規定に従い大臣報告の対象とします。

Q5 第2章第6節の規定が大幅に削減されたのはなぜか。

A 第2章第6節に規定のあった個人情報の安全管理、開示等の手続きについては、個人情報保護法の規定が例外なくすべての研究に適用されることとなったため、今回の改正で重複を避ける観点で指針から削除しました。引き続き、個人情報保護法を遵守する観点から対応が求められる事項ですので、個人情報保護法及びガイドラインをご参照ください。

Q6 死者に関する情報に係る開示・訂正等・利用停止等の請求（開示等の請求）についてはどのような取扱いになるか。

A 死者に関する情報は、個人情報保護法上の「個人情報」に該当しないため(※)、個人情報保護法上の開示等の請求の対象外です。しかし、遺伝子治療等臨床研究における死者に関する情報について、当該死者（被験者）の配偶者、子、父母及びこれに準ずる方から、開示等の請求を受けた場合には、被験者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重した上で、これに応ずることについて検討してください。開示等の請求に係る手続きについては、個人情報保護法上の開示等の請求に係る手続きに準じて行ってください。

なお、被験者等より研究のインフォームド・コンセントを受ける際に、研究データを開示しない旨同意を得ている場合も、「被験者本人の生前の意思」と見なします。

(※) ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、その遺族等に関する「個人情報」に該当します。本人（遺族等）から、当該本人が識別される保有個人データについて、開示等の請求を受けた場合には、個人情報保護法に従って適切に開示・訂正等・利用停止等を行う必要があります。

Q7 自機関で既に保有する試料・情報の使用についての手続きはどのようにすべきか。

A 自機関で研究計画時に既に保有する、被験者の試料・情報の使用については、被験者の同意を得て使用してください。

一方で、自機関で保有する、被験者以外の試料・情報を使用する場合は、指針上規定がないため、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（以下「生命科学・医学系指針」という。）」第1章第3の1「ただし、他の指針の適用範囲に含まれる研究にあつては、当該指針に規定されていない事項についてはこの指針の規定により行うものとする。」に則り、同指針第4章第8の1(2)の規定を遵守してください。

Q8 他機関で当該研究以外の研究等で得られた試料・情報の提供を受ける場合の手続きはどのようにすべきか。

A 他機関で当該研究以外の研究等で得られた試料・情報の提供を受ける場合は、指針上規定がないため、「生命科学・医学系指針」第4章第8の1(5)の規定を遵守してください。

Q9 遺伝子治療等臨床研究において、外国に試料・情報を提供する場合の同意について留意すべき点はあるか。

A 外国に試料・情報を提供する場合は、国内の他機関への試料・情報を提供する手続きに加えて、外国に提供するという観点で第2章第4節第1の6及び第3章第5に規定する同意等の手続きが必要です。試料・情報の利用目的の変更や第三者提供の同意等の手続きが適切に行われていることを前提に、外国に提供することへの同意を受けることが困難であって指針に規定する要件を満たす場合には、外国に提供する際のオプトアウト手続きが認められます。

Q10 遺伝子治療等臨床研究で得られた試料・情報を他機関に提供する場合の手続きはどのようにすべきか。

A 当該研究で得られた試料・情報を他の遺伝子治療等臨床研究で利用する場合の手続きについては、指針第2章第4節第1の4に規定のとおりです。ただし、個人情報保護法の例外規定が適用されない場合は、オプトアウトによる提供はできませんのでご注意ください。遺伝子治療等臨床研究以外の研究に提供する場合は、指針上規定がないため、「生命科学・医学系指針」第4章第8の1(3)の規定を遵守して下さい。

Q11 遺伝子治療等臨床研究における試料・情報の取扱いについて、個人情報保護の観点から注意すべき点はあるか。

A 遺伝子治療等臨床研究では、対象疾患が希少疾患であることが多く、個人の特定ができない加工を行ったつもりでも、個人の特定につながる可能性があるため、十分に配慮し、情報の加工や管理に努めて下さい。特に、ゲノムデータは個人識別符号に該当する場合がありますため(※)、ご留意下さい。

(※) 個人情報保護法上、生存する個人に関する情報であって、個人識別符号が含まれるものは、「個人情報」に該当するとされています。詳細は個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)等をご参照ください。

Q12 個人情報保護法の例外規定が適用される場合の、被験者等へのインフォームド・コンセント等の手続きにおいて、注意すべき点はあるか。

A 学術研究機関等が個人情報を学術研究目的で取り扱う場合や公衆衛生の向上のために特に必要のある場合等においては、利用目的の変更や第三者提供等について、個人情報保護法の例外規定が適用されますが、試料・情報の取扱いについては、指針に沿って適切に説明し同意を受け、被験者の安全確保等に努めてください。

Q13 第2章第4節第1の1(2)の「共同研究機関等」とは、何を指すか。

- A 「共同研究機関等」は、国内外を問わず、試料・情報の提供を行う共同研究機関のほか、研究で得られた試料・情報を他の遺伝子治療等臨床研究に提供する際の当該研究を実施する研究機関を含みます。また、委託先への提供については契約書の保管等で、試料・情報の提供の記録に代えることができます。研究で得られる試料・情報の他機関への提供につきましては、記録の作成・保管をし、必要時には追跡できるように御対応下さい。なお、個人データの第三者提供を行う場合には、個人情報保護法第29条第1項に基づく記録義務などの個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者や行政機関等に適用される規律、条例等にもご留意ください。

Q14 第2章第4節第1の6(2)ロ(イ)③及び第3章第5の2(2)イ(ハ)にある「特段の理由」とは何を指すか。

- A 学術研究の用に供する場合以外で法律・条例等に具体的な根拠がある場合を指しており、例えば、個人情報保護法第28条第1項の適用が除外される場合（第27条第1項各号に定める場合）のうち、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」などが該当します。

Q15 第2章第4節第1の2における研究計画書の変更に係る「原則として」を含む規定について、留意すべき点はあるか。

- A 研究計画書の変更にあたっては原則としてインフォームド・コンセントの手続きを求めています。ただし、「倫理審査委員会の意見を受けて、研究機関の長が当該手続等を要しないことについて許可した変更については、この限りでない。」としています。ただし、個人情報の取扱いに係る事項について個人情報保護法の例外規定の適用とならない場合は、インフォームド・コンセントの手続等の省略はできませんのでご留意下さい。

Q16 第2章第8節第2の3で「特定の個人を識別することができないように加工」とは、どのような加工を指すか。

- A 本項目はこれまで改正前の指針において「匿名化」という用語を使用していたものですが、個人情報保護法に規定のない用語であることから、用語を見直したものです。ここでの加工としては、「個人情報の全部又は一部を削除すること（当該個人情報の全部又は一部を当該個人情報によって識別される特定の個人と関わりのない記述等に置き換えることを含む。）」であることを意図しています。

Q17 臨床研究法施行規則の改正に伴い、注意すべき点はあるか。

- A 臨床研究法施行細則第42条に規定する「軽微な変更」の内容が変更されておりますので、ご留意下さい。（指針第2章第1節第2の1(1)イ及びロ、第2節第1の1(1)、第3節第2の3、第3章第1の1、第2の1に関連）

以上